

厚生労働省の第5期障害福祉計画基本指針を踏まえて

平成 29 年 1 月 20 日の全国厚生労働関係部局長会議の資料—『精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について』の指針について 2 回にわたって掲載いたします。

〈成果目標〉

①障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

・精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等の関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成 32 年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例：精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など)を設置することを原則として設定する。



②市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

・住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例：市町村(自立支援)協議会、専門部会など)を設置することを原則として設定する。



③精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)

・地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、国が提示する推計式を用いて、平成 32 年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。なお、平成 32 年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数の全国目標値は、平成 26 年と比べて 3.9 万人から 2.8 万人減少になる見込みである。

④精神病床における早期退院率(入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率)

・それぞれの地域における保健・医療・福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、平成 32 年度末までに、入院後3か月時点の退院率は 69%以上、入院後6か月時点の退院率は 84%以上、入院後1年時点の退院率は 90%以上とすることを成果目標として設定する。

〈活動指標について〉

○長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、国が提示する推計式を用いて、平成 32 年度末の地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)を障害福祉計画に明確に記載する。



〈医療計画との連携について〉

○医療計画における基準病床数の見直しについて 基本指針における目標の達成状況を踏まえつつ、医療計画の次期見直し(平成 30 年度からの実施分)において、基準病床数(の算定式)の見直しを行うことができるよう、現在の指針にある医療計画における基準病床数の見直しに係る記載を残すこととする。

○医療計画との関係について入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る成果目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であり、特に医療計画との関係に留意する旨を記載する。